市職員の給与や職員数、服務などの状況をお知らせします

～人事行政の運営等の状況～

人事行政の運営等について「歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきお知らせします。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、研修など職員に適用される基準や決まりごと全般をいいます。公表は、こうした人事行政の運営状況を市民の皆さんに明らかにすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

問い合わせ
庶務グループ
市役所３階
(☎42～3212)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の採用と退職の状況

平成28年度の採用と退職者の状況は表１のとおりです。

②職員数の状況

本市では適正な組織規模を目指し、機構改革による組織の統廃合や指定管理者制度を活用した施設の管理運営を進めることで、職員数を抑制するなど適正な定員管理に努めてきました。

新たな行政課題や変化に的確に対応できるように今後も計画的な定員管理に努めます。

各部門別職員数の状況については表２のとおりです。

2 職員の給与の状況

①人件費と職員給与費

人件費とは、職員に支給する給与のほか、共済費の事業主負担分や特別職の報酬などを含む広い範囲の費用をいいます（次ページ表３－１）。

人件費のうち、毎月支給される給料、扶養手当などの諸手当、民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当をあわせた職員給与費は次ページ表３－２のとおりです。

表１　職員の採用と退職状況（平成28年度分）

	採用	退職			
		定年退職	勧奨退職	普通退職	計
人　数	８人	２人	０人	２人	４人

表２　部門別職員数の状況(各年４月１日現在、単位:人)

部門	区分		職員数 28年	職員数 29年	対前年増減数
普通会計部門	一般行政部門	議会	2 (2)	2 (2)	0 (0)
		総務	24(24)	24(24)	0 (0)
		税務	6 (−)	6 (−)	0 (−)
		商工	5 (5)	5 (5)	0 (0)
		土木	7 (7)	7 (7)	0 (0)
		民生	16(12)	17(13)	1 (1)
		衛生	6 (1)	6 (2)	0 (1)
		一般行政部門計	66(51)	67(53)	1 (2)
	教育部門		10 (8)	11 (9)	1 (1)
	消防部門		23 (−)	23 (−)	0 (−)
	普通会計部門計		99(59)	101(62)	2 (3)
公営企業等会計部門	病院		24 (3)	24 (3)	0 (0)
	下水道		1 (1)	1 (1)	0 (0)
	その他		3 (3)	2 (2)	▲1(▲1)
	公営企業等会計部門計		28 (7)	27 (6)	▲1(▲1)
総合計			127(66)	128(68)	1 (2)

※（ ）内は、一般行政職の職員数（再任用職員を含む）です。

②給　料

職員の給料は、給料表によって決められています。給料表は、職種によって行政職や医療職に区分され、職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が定められています。

支給額は、この給料表の「級」と「号俸」の組み合わせで決まっており、最も多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級までで、一般行政職の級別職員数は表3－3のとおりとなっています。

また、一般行政職の平均年齢や平均給料月額及び平均給与月額の状況は表3－4、一般行政職の初任給は表3－5、一定年数を経過した時点での学歴別平均給料月額は表3－6のとおりです。

グラフ1は、本市職員の給与水準を類似団体平均並びに全国市平均と比較したものです。

ラスパイレス指数とは、職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示します。

また、類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表3－1　人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（平成29年1月1日現在）	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）	27年度の人件費率
3,524人	45億800万1千円	9億3,822万7千円	20.8%	21.3%

表3－2　職員給与費の状況（平成28年度普通会計決算）　※職員手当には退職手当を含みません。

職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
99人	3億7,904万円	6,899万3千円	1億4,723万円	5億9,526万3千円	601万3千円

表3－3　一般行政職の級別職員数の状況　※再任用職員を除く　（各年4月1日現在）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容		主事・技師	主事・技師	主査・主任	主査	主幹・室長	課長・局長・事務長
職員数	平成28年	5人	4人	32人	3人	11人	10人
	平成29年	6人	4人	31人	3人	13人	10人

表3－4　平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況　（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.1歳	322,523円	365,626円

グラフ1　ラスパイレス指数の状況　（各年4月1日現在）

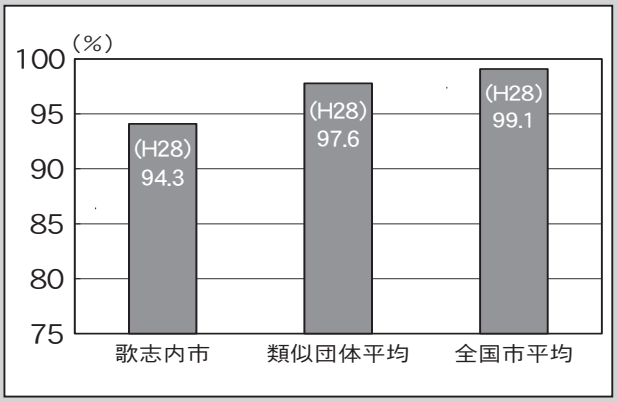

表3－5　一般行政職の初任給の状況　（平成29年4月1日現在）

区分	歌志内市	国
大学卒	178,200円	178,200円
短大卒	158,800円	158,800円
高校卒	145,000円	145,000円

表3－6　一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況　（平成29年4月1日現在）

区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	264,000円	－	332,200円
短大卒	264,000円	303,400円	313,233円
高校卒	－	－	313,820円

③職員手当

⑴期末・勤勉手当

期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計額に表３－７の支給割合を乗じた額が支給されます。

なお、役職に応じて役職段階別加算措置が支給されます。

⑵退職手当

退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由と勤続年数に応じて定められた支給割合を乗じて算出します。

支給割合は、本市が加入している北海道市町村職員退職手当組合の条例で表３－８のとおり定められています。

⑶その他の手当

時間外勤務手当の状況は、表３－９、扶養手当など一定の要件を満たすことによって支給される手当は次ページ表３－10のとおりとなっています（病院事業職員を除く）。

表３－７　期末・勤勉手当支給割合　（平成29年４月１日現在）

区　分	歌志内市	国
支給割合	期末2.6月分・勤勉1.7月分	本市と同じ
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置（役職加算） ５～15％	同　左 ５～20％

表３－８　退職手当支給割合等　（平成29年４月１日現在）

区　分		歌志内市		国
		自己都合	勧奨・定年	
勤続年数	20年	20.445月分	25.55625月分	自己都合による退職及び勧奨・定年による退職とも本市と同じ
	25年	29.145月分	34.5825月分	
	35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額		49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 ２～30％加算		同　左 ２～45％加算

※平成28年度の１人当たり平均支給額　1,179万円

表３－９　時間外勤務手当の状況

区　分	平成27年度	平成28年度
支給総額	2,383万5千円	1,762万6千円
職員１人当たり平均支給年額	241,000円	178,000円

表４　勤務時間と休日等の状況
（平成29年４月１日現在）

始　業	午前８時30分
終　業	午後５時15分
休憩時間	正午～午後１時
週休日	土・日曜日
休　日	祝日、年末年始（12月30日～１月４日）

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

職員の標準的な勤務時間と休日は表４のとおりです。休暇の種類には、有給休暇の年次有給休暇、病気休暇、各種特別休暇及び無給休暇の介護休暇、組合休暇があります。

年次有給休暇は年間20日付与され、平成28年における一般職員の平均取得日数は７・４日となっています。

④特別職の報酬など

特別職である市長等の給料、市議会議員の報酬月額などの状況は次ページ表３－11のとおりです。

本市の厳しい財政状況により、給与等の削減を行っています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況

職員が、一定の事由によってその職責をじゅうぶん果たすことができない場合、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分を分限処分といい、降任、免職、休職、降給の４つの処分があります。

平成28年度においては、分限処分はありません。

②懲戒処分の状況

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員に制裁として科する処分を懲戒処分といい、戒告、減給、停職、免職の４つの処分があります。

平成28年度は、１件の懲戒処分がありました。

5 職員の服務の状況

職員は、地方公務員法で「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と、服務の根本基準が義務づけられています。

この基準に基づき、「職務命令に従

表３－10　職員手当の状況　（平成29年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度（異なる内容）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成28年度決算）
扶養手当	配偶者や子など扶養親族を有する職員に、扶養親族の区分に応じて支給されます。 配偶者：10,000円 扶養親族：1人につき8,000円 特定加算：16歳から22歳までの子１人につき5,000円加算	同じ	225,434円
住居手当	住宅を借り受け家賃を支払っている職員や、住宅を所有し居住する職員に、住居の区分に応じて支給されます。 借家：家賃が12,000円を超える場合に家賃に応じて支給（27,000円を限度） 持ち家：5,000円の範囲内で支給（市内に新築または購入後５年間は2,500円を加算）	借家は同じ。持ち家はなし。	119,667円
通勤手当	通勤距離が片道２km以上の職員に、交通手段の区分に応じて支給されます。 交通機関利用者：６か月定期券等の価格での一括支給を基本として、月当たり55,000円を限度に支給 自家用車使用者：通勤距離２km以上５km未満は2,000円、５km以上は4,200円を支給	交通機関利用者は同じ。自家用車使用者は距離に応じ2,000円から31,600円の範囲内で支給	39,693円
管理職手当	管理職員に対し、給料月額に役職に応じた支給率を乗じた額が支給されます。 課長等：支給率８％ 主幹等：支給率７％	官職に応じ、定額を支給	349,093円
寒冷地手当	毎年11月から３月まで、その月の初日における職員の区分に応じて支給されます。 世帯主で扶養親族のある職員：26,380円 世帯主で扶養親族のない職員：14,580円 上記以外の職員：10,340円	同じ	101,906円

表３－11　特別職給与等の状況　（平成29年４月１日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当の支給割合
市長	705,000円（830,000円）	4.3月分
副市長	607,000円（675,000円）	
議長	298,000円（332,000円）	4.3月分
副議長	265,000円（295,000円）	
議員	243,000円（270,000円）	

※（　）内は、削減措置前の支給月額です。
※期末手当の役職による加算措置は廃止しています。

う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」などの義務が課せられています。

市では、服務規律の遵守や交通事故防止などについて注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①研修の状況

職員研修は、職員の能力向上や市全体の公務能率の維持増進を目的に、北海道や他の自治体と相互に連携を図りながら、効果的・効率的な研修の実施に努めています。

平成28年度の職員研修の状況は表5のとおりです。

②勤務成績の評定の状況

職員の昇任、昇給、人事異動などは、各任命権者が職員の能力や適性等を総合的に判断し実施しています。

表5　職員研修の実施状況（平成28年度）

研修区分	受講者数	研修の内容
研修所研修	15人	北海道市町村職員研修センター研修など
各種専門研修	62人	専門知識及び技術の習得のための研修
職場内研修	430人	人事評価制度の理解など
特別研修	27人	指導能力研修など

表6　健康診断の受診状況（平成28年度）

区分	対象者数	受診者数
総合健診（人間ドック）	108人	105人
定期健診	17人	17人

表7　職員互助会の状況（平成28年度）

共同互助会名	互助会に対する公費負担額（A）	互助会会員数（B）
北海道市町村職員福祉協会	36万7千円	128人

※会員一人当たり公費負担額（A）／（B）＝2,867円
（共同互助会の事務費・人件費充当分含む）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

①健康診断の状況

職員の健康を確保するために実施している健康診断の受診状況は、表6のとおりです。

②公務災害と通勤災害の状況

職員の公務中または通勤途上の災害は、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。

平成28年度の公務災害はありませんでした。

③職員互助会の状況

職員の健康保持増進と保健思想の普及などを行うため、共同互助会である北海道市町村職員福祉協会と連携し、各種事業を実施しています。

職員互助会の状況は、表7のとおりです。

8 公平委員会の報告

①措置要求・不服申し立ての状況

職員は、給与や勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるように要求することができます。

また、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。

平成28年度は、こうした措置要求や不服申し立てはありませんでした。

季節性インフルエンザ予防接種のご案内
～対象の方はお早めにお受けください～

〈保健予防グループ〉

市では次のとおり季節性インフルエンザ予防接種を実施しています。

接種を希望される方は、お早めにご予約のうえ接種してください。

■接種対象者　市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

(1) 65歳以上の方

(2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸機能などに障がいがあるために、日常の生活における活動が極度に制限される方（身体障害者手帳の内部疾患1級に該当する方）

(3) 1歳～中学生

■実施医療機関・予約先

▽歌志内市立病院（☎42～3185）

▽勤医協神威診療所（☎42～2025）

■料　金

▽接種対象者(1)・(2)の方　1,000円（生活保護世帯の方は無料ですので、申し込みの際にお知らせください）

▽接種対象者(3)の方　無　料

※他市町村で接種される方は、全額自己負担です。

■持参するもの

▽健康保険証・生活保護世帯の方は生活保護手帳（受給票）

▽接種対象者(2)に該当する方は、身体障害者手帳

▽接種対象者(3)に該当する方は、母子健康手帳

札幌歌志内会 創立30周年記念

札幌歌志内会が今年で創立30周年を迎え、記念式典を歌志内で開催した記念に、掛橋哲雄（かけはしてつお）会長と梅本久美子（うめもとくみこ）副会長に、歌志内での思い出について伺いました。

▲左から梅本副会長と掛橋会長

■札幌歌志内会に入会して何年くらいになりますか？

会長　もう28年になるのかな。小学校のクラス会のときに同級生から、札幌歌志内会という会があるよと聞き参加するようになりました。

副会長　23年くらいになりますね。高橋揆一郎さんもバリバリ働いていた時代ですよ。私は知り合いからの紹介で入会しました。

■札幌歌志内会を今回歌志内で開催してどうでしたか？

会長　初めて歌志内で開催したのは平成９年の開基１００年記念のときでした。当時植えた記念植樹の桜に「平成９年植樹」と書いてあるのを見たときに、え？もう20年もたったのかという感覚でした。

副会長　昔と比べると町並みが大きく変わったと感じます。昔は炭鉱長屋がびっしりあり、歌神駅のグラウンドの上が段々になって長屋がたくさんあったのを覚えています。当時は、高校がかもい岳スキー場の下にあって、その場所を見るとこんなに狭い場所に建っていたんだなって思いましたね。

■歌志内に住んでいたころの思い出を聞かせてください。

副会長　私は中央小学校に通っていて、今は上る道も無いけれど小学校の体育館やグラウンドの位置、通学路にあった大きな木の位置など鮮明に覚えています。

会長　昔の話しをしていると当時のように思い出してくるね。私は神威小学校に通っていて、当時８クラスもあり神威中学校は10クラスあったんですよ。地域によって住んでいる人に違いがあり、私の住んでいた神威美山町は採炭員ではなく、北炭や住友の社員の方が多く住んでいたんです。

副会長　小学校のころはスキーをはいて、いろいろな山を滑って遊んでいました。リフトがありませんのでスキーを持って山の上まで歩いて行きました。

会長　ズリ山にも登ってスキーをしていました。当時のスキー靴は今と違って、革靴が水で湿って冷たく、板とひもでしばって固定するようなものだったんです。

■最後に歌志内にメッセージをお願いします。

副会長　まちがさびれるのは寂しいので、若い人たちにぜひ頑張ってほしいですね。

会長　ふるさとがあるとすごく安心するので、ふるさと歌志内をなくさないためにも、今回見学してきたワイン用ぶどう試験栽培を頑張ってほしいです。ワインの醸造所も市内にできれば大きな事業になりそうなのでとても期待しています。

地区別市政懇談会を開催

10月３日から26日にかけて、全町内会・自治会をまわり、市内14か所で地区別市政懇談会を開催しました。

市民の皆さん175人の参加をいただき、日ごろ、町内・自治会で抱えている問題点の質問や意見、要望等を伺いました。その主な質問の一部をご紹介します。

また、市からは下記の２項目について情報提供を行いました。

①「ふれあい市長室」意見交換グループを募集！
②焼山線代替輸送バスの現状について（概要）

Q かもい岳に向かう道路に神威の交差点があるが、そこにかもい岳スキー場行きやかもい岳温泉という看板が無いのであった方が宣伝にもなると思うので検討していただければと思う。

A 雲海等でかもい岳もお客さんが増えている状況で市内にも看板の必要性も考えています。今後市外の方がこられる場合も含めて観光案内の中で設置が必要ではないかというようなことを検討しています。神威地区における看板についても検討していきます。

Q 市営住宅のすが漏り、雨漏りの修繕を依頼すると自分で業者に依頼するよう言われた。市営住宅の管理基準は、どうなっているのか。

A 雨漏りは屋根に原因があるので、市が補修等を行います。しかし、すが漏りは、煙突回りの雪や雪庇を放置している場合によく起きます。入居者の対応で可能なものについては、自ら行っていただくようお願いしています。

Q 以前、屋根を塗ったときにペンキの塗っていない場所があって雪の落ちが悪い。できることであれば１年でも早くペンキを塗ってもらいたい。

A 屋根の前面と側面をやることによって１棟でも多く塗装を塗りたいと考えました。今後は少しゆとりを持って前面・天面・側面を塗るのか張り替えるのか検討していきます。

Q 町内に公営住宅が１棟あるが、その公営住宅の無落雪の計画はどうなっているか。

A その住宅は、以前に外壁と屋根を塗り14年経過しております。この次の段階ではふき替えになってくると思いますので、その時期が来たら無落雪化を検討しなければならない状況です。

Q 除雪車が通った間口除雪は雪が固まっており高齢者にはたいへんな負担になるので、何らかの対策をお願いしたい。

A 北海道には、地先の方に負担がかからないような丁寧な除雪をお願いしています。引き続き北海道には要望していきます。

Q 中学校のグラウンドの水はけが年々悪くなってきているが、砂の入れ替え等で対応できないのか。

A 毎年整備はしていますが、今後も整備しながら少しでもコンディションを整える方法を考えて整備していきます。

Q 歌志内の身の丈にあったプールで良いと思う。子どもたちや私たちも利用できるので、ぜひプールの建設をお願いしたい。

A 現在、小学生については、赤平のプールに市のバスで送迎するなど、子どもたちに負担をかけないよう取り組んでいます。また赤平のプールでプール教室も開催している状況ですが、プールの建設要望があるのは事実なので、今後、市の施設全体の中で優先順位をつけながら検討していきます。

Q 温泉無料券が年に５枚では少ないのではないか。

A 職員からのアイデアも踏まえて来年以降の事業としてどこまでできるか研究させていただきたい。

Q 旧スーパーいしかわの解体後の土地の有効活用または、計画について伺いたい。

A この土地を取得した主な目的は、市が予定している沢町川の改修ですので、今後、行政としての活用のほか、民間への売却なども視野に入れて幅広く検討する必要があると考えています。

まちづくり講演会2017

「近年の地域福祉をめぐる行政と住民の関係について ～これからの歌志内のために～」

11月6日うたみんで、市主催による「まちづくり講演会2017」が開催されました。

北星学園大学社会福祉学部教授の岡田直人（おかだなおと）氏を講師に招き、「近年の地域福祉をめぐる行政と住民の関係について～これからの歌志内のために～」をテーマに講演会を開催しました。

岡田氏は、歌志内は苦しい10年を過ごしてきたと思う。これからの明るい未来に向けて、みんなで、こんなことをするなどとたくさん話し合う機会を設けてほしい。話しをすることにより、楽しい雰囲気作りができ、前向きな考え、行動も生まれると思うと話されました。また、来場者から質問が出され、充実したまちづくり講演会になりました。

泉谷和美（いずみやかずみ）さん 旭日双光章受章

平成29年秋の叙勲が11月上旬に発表され、本市からは、元歌志内市長の泉谷和美さん（76歳・文珠）が旭日双光章を受章されました。

泉谷さんは、平成16年に歌志内市長として当選以来、2期8年の永きにわたり「市民と協働のマチづくり」を信条に、豊富な経験と温厚な人柄を生かし、市民の意向を反映したひらかれた市政を推進してきました。また、社会福祉の推進、教育文化の充実など将来を見据えた新たな地域づくりに大きく貢献し、堅実な行財政運営を推進することにより、安定した財政基盤の確立に向け大きく寄与されました。

11月14日、受章の報告に市長室を訪れた泉谷さんは、「炭鉱閉山、財政再建団体問題など、市民の皆さまや職員の協力があっていろいろな問題を乗り越えられました。この受章は皆さまの協力があって受章できたものと感謝しています」と話してくれました。

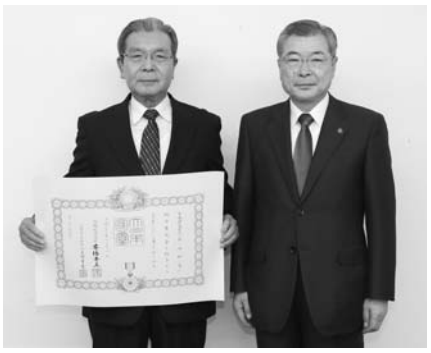

ぶどう畑のひとりごと 第70回

10月下旬の初雪を経て、ぶどう畑も冬支度をはじめました。11月は雪が本格的に積もる前に、ワイヤーを外してせん定するなど、雪の影響を最小限にとどめるように冬支度をします。

手足がかじかむほどの気温になるときもありますが、来春雪解けのときに新たなスタートを切れるように整えます。

この時期は霜が降りることも頻繁になり、ぶどうの葉っぱも徐々に落葉してきます。

今年は去年より初雪が数日遅かったものの、気温の低い日が多く、若木にとっては登熟（熟しきる）に必要な温度が確保できませんでした。そのため、第5回でお伝えした「いい枯れ方と悪い枯れ方」をした若木が、品種によって分かれました。

12年ほど前に評価が高かった、白品種のソーヴィニヨン・ブランが、一部登熟を迎えないまま悪い枯れ方をしている様子でした。個人的に注目している白品種のピノ・グリ、オーセロワは比較的いい枯れ方をしているようです。

しかし、この歌志内の環境に適応していったぶどうたちが、先人の努力によってたぐいまれなる風味のワインを産み出してきたことを思うと、この先の畑の管理が重要になってくると痛感しています。

数年間耕作放棄されていた畑を整備し、今年新たに植栽したぶどう畑。遠くから畑を見ると、緑が映え、去年より数倍草が生え、土にも少しずつ生命の息吹を感じます。

品種や天候の固定概念を取り払い、その年の気候変動に柔軟に対応していくことが、畑を上手に育てていくことになると考えています。

※ぶどう畑のひとりごとは、冬の間お休みします。また来春、ぶどう畑で会いましょう。

（地域おこし協力隊　遠藤）